

目次

I 新型コロナウイルス感染症への基本的な対策

- 1 児童生徒への指導や職員への研修と周知等
- 2 基本的な感染症対策
- 3 集団感染のリスクへの対応・・・3つの密（密閉・密集・密接）を避ける
- 4 各教科等での注意点
- 5 医療的ケアや基礎疾患のある児童生徒
- 6 センター生のゾーニング（個別対応）について

II 訪問グループにおける対策

- 1 宅訪の場合
- 2 スクーリングの場合
- 3 訪問指導用（宅訪・スクーリング）健康観察シート

III 校外学習・社会見学・校舎外活動における対策

- 1 実施についての考え方
- 2 実施するにあたって
- 3 実施計画案作成・保護者文書に記載する感染症対策
- 4 スクールバス座席表

IV 修学旅行における対策

- 1 修学旅行について
- 2 修学旅行中の体調不良者への対応
- 3 修学旅行中の体調不良者への対応（フローチャート）

V プール学習における対策

- 1 実施にあたって
- 2 感染症対策
- 3 プール学習のイメージ

VI 発熱者への対応

- 1 校内対応
- 2 センター対応
- 3 センターとの取り決め

VII 消毒作業について（デイリー）

- ・学校の消毒状況チェックリスト

VIII 検査者・感染者発生時の対応

- 1 検査者が発生した時の対応
- 2 消毒作業について（緊急時）
- 3 PCR検査・抗原検査等聞き取りシート

IX 各種様式

- 1 健康観察シート
- 2 島根県立松江清心養護学校 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

資料（教材紹介）

- ・児童生徒への保健指導（感染症対策）について
- ・衛生管理研修について

I 新型コロナウイルス感染症への基本的な対策（抜粋）

新型コロナウイルス感染症への対応が長期になることを考え、手洗いやマスク着用、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大のリスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるために身体的距離の確保といった「新しい生活様式」を取り入れながら子どもたち一人一人が健やかに学べるよう「新しい学びの環境づくり」を進めていく。

1 児童生徒への指導や職員への研修と周知等

新型コロナウイルス感染症に対して適切な行動がとれるように、児童生徒への指導や職員への研修等を行う。参考資料はP34～35に記載。

2 基本的な感染症対策

感染源を断つ

①健康観察

○本校には、医療的ケアを受けている児童生徒や基礎疾患のある児童生徒がいるため、学校医の指導や東部センターとの相談も踏まえて、健康観察を徹底する。

○登校前と登校後、下校前に児童生徒は検温をし、健康状態を把握する（様式はP31）。

○職員は出勤前と昼に検温をし、健康状態を確認する（様式はP32）。

②発熱等の症状がある場合

○本校では、発熱を37.5℃以上とする。対応等の詳細はP19～23に記載。

③保護者や来校者の学校への立ち入り

○保護者

登下校は昇降口までとする。保護者面談や入学式、卒業式、フェスティバル等は場所を限定し、健康観察や換気、身体的距離の確保等に努める。入校前は、体温の測定と「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（P33）」を記入し、マスクを着用する。発熱等がある場合には入校を断る。チェックリストの配布、管理は学部や分掌が行う。

○来校者

物品の受け渡し等は玄関等学校の限られた場所で行うことが望ましい。入校前は、前述の保護者への対応に準ずる。チェックリストの配布、管理は事務室が行う。

④県外への移動や県外者との接触等（鳥取県は含まない）

○児童生徒

・県外者との接触等があった場合、体調が良ければ登校できるが、体調不良等の変化があれば休養を依頼する。

・本人及び他の児童生徒の実態や空き教室の状況によって、個別の対応ができるか検討する。

○職員

・どのような行動であったか確認した上で、原則4日間の在宅勤務（4日目に県費負担でPCR検査）を実施する。

・陰性であった場合、体調が良ければ5日目から出勤は可能。

・5日目からの児童生徒への関わり方は、担当児童生徒の実態によって検討する。

感染経路を断つ

①手洗いと手指消毒

基本的に流水と石けんで手を洗う。この時、吸引のある児童生徒のクラスはペーパータオルを使用する。手洗いが難しい時はアルコール消毒液を使用する。職員はアルコール消毒液のミニボトルを携帯し必要時活用する。

・児童生徒に関わる前 ・外から教室に入る時 ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ

・よだれ等の処理 ・水分補給や給食の前後 ・トイレの後や介助時 ・共有の物を触った時等




②清掃と教室や物品等の消毒

- 清掃は、毎日、清掃業者等と分担し清掃にあたる。
- 教室や物品等の消毒
 - ・消毒は次亜塩素酸水（メディカルケアウォーター）を布巾に十分噴霧してふき取る。アルコールでの消毒も可能だが、劣化等に注意が必要。
 - ・特別教室等を使用する際は、使用後に消毒作業を行う。
 - ・毎日放課後に、教室や児童生徒や職員がよく触れる物や場所を中心に消毒する。詳細はP24～26に記載。また、共用の物や職員室等の受話器は使用するたびに消毒する。
 - ・感染者が発生した場合は、保健所の指導により、職員全員で消毒する。詳細はP29に記載。

身体の抵抗力を高める

身体全体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

3 集団感染のリスクへの対応・・・3つの密（密閉・密集・密接）を避ける

| | |
|---|--|
| 密閉  換気の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○常時廊下側と窓側を対角に開ける（約10～20cm）。困難な場合には、細めに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと）数分程度窓を全開にする。 ○エアコンを使用する場合も換気に努める。 ○換気扇や空気清浄機、サーキュレーター、扇風機も活用する。 ○冬季は、空気が乾燥し飛沫も飛びやすくなるため、徹底した換気に努める。換気による室温低下で健康被害が生じないよう、校内で保温、防寒目的の衣類着用等柔軟に対応する。 |
| 密集  身体的距離の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○人との間隔は2m空ける。難しい場合は可能な限り身体的距離を確保し、フェースシールドやパーティション等を活用する。 ○多人数で集まらないよう、1箇所に集まる人数を減らす。 ○授業中は、机の間隔を十分に確保した上でマスクを着用する。 ○登下校時 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を待つ時は教員間の距離をとる。SBの児童生徒担当は第1会議室等で待機する。 ・SBで登校する児童生徒は密を避けるため、8時25分以降順次降車する。 ・保護者、事業所とは短時間で必要事項のみの情報交換をする。 ・動線確保のため、可能な限り玄関に置く車いすを精選する（8時25～45分） ○廊下やエレベーター <ul style="list-style-type: none"> ・廊下等では人との間隔は2m空ける。 ・エレベーターの乗車人数は最大4人までとする。向き合わないで静かにする。感染予防のため、センター生と通学生は別に乗る。 |
| 密接  マスクの着用 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒や職員は、基本的にマスクを着用する。ただし、次の場合は活動の内容や児童生徒等の様子を踏まえて臨機応変に対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な身体的距離が確保できる場合。 ・気温、湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日で、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合。 ・児童生徒等、本人が暑さで息苦しいと感じた場合。 ・体育は着用の必要はないが、十分な身体的距離がとれない状況で熱中症等のリスクがない場合は着用する。配慮事項等は、令和2年5月21日付けスポーツ庁事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照。 ○吸引のある児童生徒のクラスの教員は不織布マスクを使用する。 ○マスクを捨てる時は、所定のゴミ箱に設置しているポリ袋に包んで捨てる。 |